

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年3月2日

【発行者名】 グリーンライト・再エネインフラ投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 澤本 慶太

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目5番2号 汐留シティセンター8階

【事務連絡者氏名】 ブルースカイ・インベストメント株式会社
チーフ・フィナンシャル・オフィサー 小林 瑛

【電話番号】 03-6274-6371

【届出の対象とした募集（売出）内国
投資証券に係る投資法人の名称】 グリーンライト・再エネインフラ投資法人

【届出の対象とした募集（売出）内国
投資証券の形態及び金額】 形 態：投資証券
発行価額の総額：一般募集 4,814,600,000円
売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し
253,440,000円

(注) 今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、
当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、
一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年2月2日提出の有価証券届出書（2026年2月19日提出の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み）の記載事項のうち、2026年3月2日開催の本投資法人役員会において、一般募集における発行価格及びオーバーアロットメントによる売出しにおける売出価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）

1 募集内国投資証券

(3) 発行数

(4) 発行価額の総額

(5) 発行価格

(13) 引受け等の概要

(15) 手取金の使途

(16) その他

2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

(3) 売出数

(4) 売出価額の総額

(5) 売出価格

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

4 販売先の指定について

(1) 指定先の状況

(4) 一般募集後の主要な投資主の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券】

（3）【発行数】

<訂正前>

63,350口

（注）一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹会社であるみずほ証券株式会社がブルースカイソーラーキャピタル株式会社（以下「ブルースカイソーラーキャピタル」ということがあります。）から、3,168口を上限として借り入れる本投資口の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

（後略）

<訂正後>

63,350口

（注）一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹会社であるみずほ証券株式会社がブルースカイソーラーキャピタル株式会社（以下「ブルースカイソーラーキャピタル」ということがあります。）から借り入れる本投資口3,168口の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行います。

オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

（後略）

（4）【発行価額の総額】

<訂正前>

4,754,417,500円

（注）後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価額の総額は、後記「(13) 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」と総称します。）の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

<訂正後>

4,814,600,000円

（注）後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価額の総額は、後記「(13) 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」と総称します。）の買取引受けによる払込金額の総額です。

（5）【発行価格】

<訂正前>

未定

（注1）発行価格は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程施行規則第1509条に規定するブック・ビルディング方式（投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、投資口に係る投資家の需要状況等を把握した上で、発行価格等を決定する方法をいいます。）により決定します。

（注2）発行価格の仮条件は78,000円以上80,000円以下の価格とします。当該仮条件は、本投資法人が本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在において保有し又は取得予定の資産の内容その他本投資法人に係る情報、本投資口の価格算定を行う能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案し、公正な価額と評価し得る範囲内で決定しました。

（注3）投資家は、本投資口の買付けの申込みに先立ち、2026年2月20日（金）から2026年2月27日（金）までの間、引受人に対して、前記（注2）の仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。なお、当該需要の申告は、変更又は撤回することが可能です。引受人は、当該仮条件に基づく需要の申込みの受付に当たり、本投資口が市場において適正な評価を受けることを目的に、本投資口の価格算定を行う能力が高いと推定される機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定です。

（注4）発行価格及び発行価額（引受価額）は、前記（注2）の仮条件による需要状況、上場（売買開始）日（後記「(16) その他」）をご参照ください。）までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、本投資法人が本書の日付現在において保有し又は取得予定の資産の内容に照らし公正な価額と評価し得る範囲内で、後記「(13) 引受け等の概要」に記載の発行価格等決定日に決定される予定です。

（注5）後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額は、引受人の手取金となります。

（注6）販売にあたっては、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に規定する投資主数基準の充足、上場後の本投資口の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。引受人は、需要の申告を行った投資家への販売については、自社の定める配分の基本方針及び販売に関する社内規則等に従い、発行価格又はそれ以上の価格で需要の申告を行った投資家の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験・知識、投資方針への適合性等を勘案した上で、販売先及び販売投資口数を決定する方針です。引受人は、需要の申告を行わなかった投資家への販売については、自社の定める配分の基本方針及び販売に関する社内規則等に従い、原則として証券投資についての経験・知識、投資方針への適合性、引受人との取引状況等を勘案した上で、販売先及び販売投資口数を決定する方針です。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はウェブサイトにおける表示等をご確認ください。

（後略）

< 訂正後 >

1口当たり80,000円

(注1) 発行価格は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程施行規則第1509条に規定するブック・ビルディング方式（投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、投資口に係る投資家の需要状況等を把握した上で、発行価格等を決定する方法をいいます。）により決定しました。

(注2) 発行価格の決定に当たっては、発行価格の仮条件（78,000円以上80,000円以下）に基づいて、機関投資家等を中心にブック・ビルディングを実施しました。

当該ブック・ビルディングの状況については、

申告された総需要投資口数は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの対象となる口数を十分に上回る状況にあったこと

申告された総需要件数が十分であったこと

申告された需要の価格ごとの分布状況は、仮条件の上限価格に多く分布していたことが特徴でした。

上記ブック・ビルディングの結果、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの対象となる口数以上の需要が見込まれる価格であり、かつ、上場時に必要な投資主数の充足、マーケット環境及び上場（売買開始）日（後記「(16) その他」をご参照ください。）までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、本投資法人が保有し又は取得予定の資産の内容に照らし公正な価額と評価し得る範囲内で、発行価格等決定日（後記「(13) 引受け等の概要」に定義されます。）に、発行価格を80,000円と決定しました。

なお、発行価額は76,000円と決定しました。

(注3) 後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額は、引受人の手取金（1口当たり4,000円）となります。

(注4) 販売にあたっては、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に規定する投資主数基準の充足、上場後の本投資口の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。引受人は、需要の申告を行った投資家への販売については、自社の定める配分の基本方針及び販売に関する社内規則等に従い、発行価格又はそれ以上の価格で需要の申告を行った投資家の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験・知識、投資方針への適合性等を勘案した上で、販売先及び販売投資口数を決定する方針です。引受人は、需要の申告を行わなかった投資家への販売については、自社の定める配分の基本方針及び販売に関する社内規則等に従い、原則として証券投資についての経験・知識、投資方針への適合性、引受人との取引状況等を勘案した上で、販売先及び販売投資口数を決定する方針です。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はウェブサイトにおける表示等をご確認ください。

(注3)及び(注4)の全文削除並びに(注5)及び(注6)の番号変更

（後略）

（13）【引受け等の概要】

< 訂正前 >

以下に記載する引受人は、2026年3月2日（月）（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定される発行価額（引受価額）にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は、払込期日に発行価額と同額を本投資法人に払い込むものとし、一般募集における発行価格との総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金とします。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

引受人の名称	住所	引受投資口数
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	
合計		63,350口

（中略）

(注4) 各引受人の引受投資口数は、発行価格等決定日に決定されます。

<訂正後>

以下に記載する引受人は、2026年3月2日（月）（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定された発行価額（引受価額）（1口当たり76,000円）にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）（1口当たり80,000円）で一般募集を行います。引受人は、払込期日に発行価額と同額を本投資法人に払い込むものとし、一般募集における発行価格との総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金（1口当たり4,000円）とします。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

引受人の名称	住所	引受投資口数
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	58,916口
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	3,801口
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	633口
合計		63,350口

(中略)

(注4)の全文削除

(15)【手取金の使途】

<訂正前>

一般募集における手取金4,754,417,500円については、本投資法人が策定した本グリーンエクイティ・フレームワーク(注1)の適格基準(注2)を満たす、後記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 取得済資産及び取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得予定の特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）（以下、当該取得予定の特定資産を総称して「取得予定資産」といいます。）の取得資金の一部に充当する予定です。なお、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当（詳細については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。）による新投資口発行の手取金上限（237,758,400円）については、本投資法人が取得予定資産の取得資金として借り入れた借入金の返済又は本グリーンエクイティ・フレームワークの適格基準を満たす将来の新たな特定資産の取得資金の一部に充当する予定です。

(中略)

(注4) 上記の各手取金は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

<訂正後>

一般募集における手取金4,814,600,000円については、本投資法人が策定した本グリーンエクイティ・フレームワーク(注1)の適格基準(注2)を満たす、後記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 取得済資産及び取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得予定の特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）（以下、当該取得予定の特定資産を総称して「取得予定資産」といいます。）の取得資金の一部に充当する予定です。なお、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当（詳細については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。）による新投資口発行の手取金上限（240,768,000円）については、本投資法人が取得予定資産の取得資金として借り入れた借入金の返済又は本グリーンエクイティ・フレームワークの適格基準を満たす将来の新たな特定資産の取得資金の一部に充当する予定です。

(中略)

(注4)の全文削除

(16)【その他】

<訂正前>

(前略)

引受人は、本投資法人が指定する販売先として本資産運用会社の株主である大阪瓦斯株式会社（以下「大阪ガス」ということがあります。）及び「A三井エナジーソリューションズ株式会社（以下「JMES」ということがあります。）（以下、総称して「指定先」ということがあります。）に対し、一般募集の対象となる本投資口のうちそれぞれ5,000口（但し、販売口数に発行価格を乗じ

た金額が400,000,000円を超えることとなる場合には、それぞれ400,000,000円を発行価格で除して得られる口数(1口未満端数切捨て)とします。)を販売する予定です。

指定先の状況等については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 4 販売先の指定について」をご参照ください。

<訂正後>

(前略)

引受人は、本投資法人が指定する販売先として本資産運用会社の株主である大阪瓦斯株式会社(以下「大阪ガス」ということがあります。)及びJ A三井エナジーソリューションズ株式会社(以下「JMES」ということがあります。)(以下、総称して「指定先」ということがあります。)に対し、一般募集の対象となる本投資口のうちそれぞれ5,000口を販売します。

指定先の状況等については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 4 販売先の指定について」をご参照ください。

2【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

（3）【売出数】

< 訂正前 >

3,168口

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に当たり、その需要状況等を助案した上で、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹会社であるみずほ証券株式会社が、ブルースカイソーラーキャピタルから3,168口を上限として借り入れる本投資口の売出しです。

上記売出数は、オーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

（後略）

< 訂正後 >

3,168口

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に当たり、その需要状況等を助案した結果、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹会社であるみずほ証券株式会社が、ブルースカイソーラーキャピタルから借り入れる本投資口3,168口の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

（後略）

（4）【売出価額の総額】

< 訂正前 >

250,272,000円

(注) 売出価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

< 訂正後 >

253,440,000円

(注)の全文削除

（5）【売出価格】

< 訂正前 >

未定

(注) 売出価格は、前記「1 募集内国投資証券 (5) 発行価格」に記載の発行価格と同一の価格とします。

< 訂正後 >

1口当たり80,000円

(注)の全文削除

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が、ブルースカイソーラーキャピタルから3,168口を上限として借り入れる本投資口の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、3,168口を予定していますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

(後略)

<訂正後>

一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が、ブルースカイソーラーキャピタルから借り入れる本投資口3,168口の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行います。

(後略)

4 販売先の指定について

(1) 指定先の状況

< 訂正前 >

a. 指定先の概要	名称	大阪瓦斯株式会社
（中略）		
d. 販売しようとする本投資口の数	5,000口（但し、販売口数に発行価格を乗じた金額が400,000,000円を超えることとなる場合には、400,000,000円を発行価格で除して得られる口数（1口未満端数切捨て）とします。）	
（中略）		
f. 払込みに要する資金等の状況	本投資法人は、指定先が提出済みの前記有価証券報告書等にて、貸借対照表及び連結貸借対照表における現金及び預金を確認することにより、指定先が上記5,000口（但し、販売口数に発行価格を乗じた金額が400,000,000円を超えることとなる場合には、400,000,000円を発行価格で除して得られる口数（1口未満端数切捨て）とします。）の払込みに要する資金を有していると判断しています。	
（中略）		

a. 指定先の概要	名称	J A三井エナジーソリューションズ株式会社
（中略）		
d. 販売しようとする本投資口の数	5,000口（但し、販売口数に発行価格を乗じた金額が400,000,000円を超えることとなる場合には、400,000,000円を発行価格で除して得られる口数（1口未満端数切捨て）とします。）	
（中略）		
f. 払込みに要する資金等の状況	本投資法人は指定先から提出を受けた貸借対照表における現金及び預金を確認することにより、指定先が上記5,000口（但し、販売口数に発行価格を乗じた金額が400,000,000円を超えることとなる場合には、400,000,000円を発行価格で除して得られる口数（1口未満端数切捨て）とします。）の払込みに要する資金を有していると判断しています。	
（後略）		

< 訂正後 >

a. 指定先の概要	名称	大阪瓦斯株式会社
（中略）		
d. 販売しようとする本投資口の数		5,000口
（中略）		
f. 払込みに要する資金等の状況	本投資法人は、指定先が提出済みの前記有価証券報告書等にて、貸借対照表及び連結貸借対照表における現金及び預金を確認することにより、指定先が上記5,000口の払込みに要する資金を有していると判断しています。	
（中略）		

a. 指定先の概要	名称	J A三井エナジーソリューションズ株式会社
（中略）		
d. 販売しようとする本投資口の数		5,000口
（中略）		
f. 払込みに要する資金等の状況	本投資法人は指定先から提出を受けた貸借対照表における現金及び預金を確認することにより、指定先が上記5,000口の払込みに要する資金を有していると判断しています。	
（後略）		

(4) 一般募集後の主要な投資主の状況

< 訂正前 >

氏名又は名称	住所	所有 投資口数 (口)(注1)	総議決権数 に対する 所有議決権 数の割合 (%)(注1)	一般募集後 の所有投資 口数(口) (注2)	一般募集後 の総議決権 数に対する 所有議決権 数の割合 (%)(注2)(注3)
ブルースカイソーラーキャピタル株式会社	東京都千代田区 紀尾井町4-1 ニューオータニ ガーデンコート 19階フィンポ ート税理士法人内	7,167	100.0	7,167	9.73
大阪瓦斯株式会社	大阪市中央区平 野町四丁目1番2 号	-	-	5,000	6.79
J A三井エナジー ソリューションズ株式会社	東京都中央区銀 座8-13-1 銀座 三井ビルディ ング	-	-	5,000	6.79
計	-	7,167	100.0	17,167	23.30

(中略)

(注2) 一般募集後の所有投資口数及び一般募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在の所有投資口数及び総議決権数に一般募集による増加分（但し、大阪瓦斯株式会社及びJ A三井エナジーソリューションズ株式会社に対する販売口数に発行価格を乗じた金額がそれぞれ400,000,000円を超えないことを前提とします。）を加味し、みずほ証券株式会社に対する本件第三者割当における発行口数の全部につき申込みが全て行われた場合の数値を記載しています。

(後略)

< 訂正後 >

氏名又は名称	住所	所有 投資口数 (口)(注1)	総議決権数 に対する 所有議決権 数の割合 (%)(注1)	一般募集後 の所有投資 口数(口) (注2)	一般募集後 の総議決権 数に対する 所有議決権 数の割合 (%)(注2)(注3)
ブルースカイソーラーキャピタル株式会社	東京都千代田区 紀尾井町4-1 ニューオータニ ガーデンコート 19階フィンポ ート税理士法人内	7,167	100.0	7,167	9.73
大阪瓦斯株式会社	大阪市中央区平 野町四丁目1番2 号	-	-	5,000	6.79
J A三井エナジー ソリューションズ株式会社	東京都中央区銀 座8-13-1 銀座 三井ビルディ ング	-	-	5,000	6.79
計	-	7,167	100.0	17,167	23.30

(中略)

(注2) 一般募集後の所有投資口数及び一般募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在の所有投資口数及び総議決権数に一般募集による増加分を加味し、みずほ証券株式会社に対する本件第三者割当における発行口数の全部につき申込みが全て行われた場合の数値を記載しています。

(後略)